○滋賀県防災会議条例

昭和37年10月1日 滋賀県条例第37号

滋賀県防災会議条例をここに公布する。

滋賀県防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第15 条第8項の規定に基づき、滋賀県防災会議(以下「防災会議」という。)の組織および運 営に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成24年条例55号〕)

(委員および専門委員)

- 第2条 委員の定数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。
 - (1) 法第15条第5項第5号に掲げる者である委員 14人以内
 - (2) 法第15条第5項第6号に掲げる者である委員 4人以内
 - (3) 法第15条第5項第7号に掲げる者である委員 22人以内
 - (4) 法第15条第5項第8号に掲げる者である委員 17人以内
- 2 前項第2号から第4号までに掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の 任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の委員は、再任されることができる。
- 4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。 (一部改正 [昭和38年条例31号・39年78号・45年9号・平成15年56号・16年38 号・24年55号・令和5年27号])

(会議)

- 第3条 防災会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

- 第4条 防災会議に幹事を置く。
- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから知事が任命する。

- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員および専門委員を補佐する。 (部会)
- 第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員および専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する 者がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 防災会議の庶務は、滋賀県知事公室において処理する。

(一部改正〔昭和49年条例 1 号・平成 9 年 4 号・15年11号・20年 8 号・28年26号・31年 9 号〕)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)の一部を次のように改正する。
 - 第1条第13号の4の次に次の1号を加える。
 - (13)の5 滋賀県防災会議の委員および専門委員

付 則(昭和38年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和39年条例第78号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和45年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和49年条例第1号抄)

1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則(平成9年条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

付 則(平成15年条例第11号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成15年条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成16年条例第38号抄)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成16年規則第66号で平成17年1月1日から施行)

付 則 (平成20年条例第8号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年条例第55号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 滋賀県防災会議の委員の定数のうち第1条の規定による滋賀県防災会議条例第2条第 1項の規定の改正に伴い増加した数を充当するため、新たに任命された委員の任期は、第 1条の規定による改正後の滋賀県防災会議条例第2条第2項の規定にかかわらず、平成 27年7月31日までとする。

付 則(平成28年条例第26号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成31年条例第9号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

付 則(令和5年条例第27号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和5年10月13日までの間において、新たに任命された委員 の任期は、滋賀県防災会議条例第2条第2項の規定にかかわらず、同日までとする。